

平成 28 年 6 月 2 日

各 位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊池 正英
問合せ先 取締役投資運用部長 高橋 衛
TEL: 03-6256-0590

国内インフラ資産の取得完了に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売届出目論見書（平成 28 年 4 月）に記載のとおり、下記に記載の 10 物件（以下「取得資産」といいます。）の取得を完了いたしましたのでお知らせいたします。

なお、かかる資産の取得の相手方は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上の利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。）に該当することから、タカラアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は投信法に基づき、平成 28 年 4 月 4 日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得しています。

記

1. 取得の概要

物件番号	物件名称 (注 1)	所在地	取得価格 (百万円)(注 2)	取得先
S-01	LS 塩谷発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	1,315	株式会社タカラレーベン
S-02	LS 筑西発電所	茨城県筑西市	519	株式会社タカラレーベン
S-03	LS 千葉若葉区発電所	千葉県千葉市	222	株式会社タカラレーベン
S-04	LS 美浦発電所	茨城県稲敷郡美浦村	431	株式会社タカラレーベン
S-05	LS 霧島国分発電所	鹿児島県霧島市	937	株式会社タカラレーベン
S-06	LS 匝瑳発電所	千葉県匝瑳市	666	株式会社タカラレーベン
S-07	LS 宮城大郷発電所	宮城県黒川郡大郷町	818	株式会社タカラレーベン
S-08	LS 水戸高田発電所	茨城県水戸市	991	株式会社タカラレーベン
S-09	LS 青森平内発電所	青森県東津軽郡平内町	705	株式会社タカラレーベン
S-10	LS 利根布川発電所	茨城県北相馬郡利根町	1,261	株式会社タカラレーベン
ポートフォリオ合計			7,870	—

(注 1) 「LS」とは、レーベンソーラーの略称です。以下同じです。

(注 2) 「取得価格」は、各取得資産に係る売買契約に記載された売買金額（資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 売買契約締結日 : 平成 28 年 4 月 4 日
- (2) 取得日 : 平成 28 年 6 月 2 日 (引渡決済日)
- (3) 取得先 : 後記「3. 資産取得者等の状況」をご参照ください。
- (4) 取得資金 : 平成 28 年 4 月 4 日及び平成 28 年 5 月 23 日開催の本投資法人役員会にて決議された新投資口の発行による手取金及び借入金(注)
- (5) 決済方法 : 引渡時に全額支払
- (注) 当該借入金については、本日付で公表の「資金の借入れの完了に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得資産の内容

(1) 取得資産の概要

取得資産の個別の概要は、以下の表にまとめたとおりです。なお、表中の各欄における記載事項及び使用されている用語の説明は、別段の記載がない限り、以下のとおりです。

a. 「特定資産の概要」欄について

- ・「特定契約の概要」は、各取得資産に係る太陽光発電設備における特定契約の内容を記載しています。
- ・「特定供給者」、「買取電気事業者」、「買取価格」及び「受給期間満了日」は、各取得資産の取得日において効力を有する特定契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。
- ・「所在地」は、各取得資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「用途地域」は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第 7 条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第 7 条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- ・「面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・土地の「権利形態」は、各取得資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が保有する権利の種類を記載しています。
- ・「認定日」は、各取得資産に係る太陽光発電設備における設備認定を受けた日を記載しています。
- ・「供給開始日」は、各取得資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
- ・「残存調達期間」は、各取得資産に係る太陽光発電設備における、当該資産の取得日から調達期間満了日までの期間を記載しています。
- ・「調達期間満了日」は、各取得資産に係る太陽光発電設備における調達期間の満了日を記載しています。
- ・「調達価格」は、各取得資産に係る太陽光発電設備における調達価格（ただし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除きます。）を記載しています。
- ・「パネルの種類」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
- ・「パネル出力」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。
- ・「パネル設置数」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
- ・「パネルメーカー」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載していま

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

す。

- ・ 「パワーコン供給者」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナーのメーカーを記載しています。
 - ・ 「EPC 業者」は、各取得資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。ただし、LS 霧島国分発電所については、株式会社ユニ・ロットが建設、完成させた太陽光発電設備を株式会社タカラレーベンが譲り受けたため、株式会社ユニ・ロットをEPC業者として記載しています。
 - ・ 「発電出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量とPCS容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。
 - ・ 「想定設備利用率」は、発電所稼働初年度、10年度及び20年度の、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセントイル）50の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得資産に係る太陽光発電設備についての年間の想定設備利用率を記載しています。
 - ・ 「想定年間発電電力量」は、発電所稼働初年度、10年度及び20年度の、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセントイル）50の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得資産に係る太陽光発電設備についての年間の発電電力量を記載しています。
 - ・ 「架台基礎構造」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。
 - ・ 設備の「権利形態」は、本投資法人が保有する太陽光発電設備に係る権利の種類を記載しています。
 - ・ 「オペレーター」は、各取得資産の取得日においてオペレーターとなる会社を記載しています。
 - ・ 「O&M 業者」は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保守管理等の業務を行う業者をいい、電気保安法人を含みます。各取得資産の取得日において、主要なO&M業務に関して有効なO&M契約を締結している業者を記載しています。
 - ・ 「特記事項」の記載については、原則として、平成28年6月2日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。
- b. 「賃貸借の概要」欄について
- ・ 「賃貸借の概要」は、各取得資産について、本投資法人による取得後に本投資法人が締結した発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。
 - ・ 「賃借人」、「賃貸期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「期間満了時の更新について」、「賃料改定について」、「中途解約について」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各取得資産の取得日において効力を有する発電設備等賃貸借契約の内容を記載しています。なお、「最低保証賃料」は、当該発電設備等賃貸借契約等に定める各月の最低保証賃料額を、賃貸開始日から起算して1年ごと（1年目については、賃貸開始日である平成28年6月2日から本投資法人の第3期（平成29年5月期）決算日である平成29年5月31日までの期間）に合計した各年ごとの合計額を記載しています。
- c. 「バリュエーションレポートの概要」欄について
- ・ 「バリュエーションレポートの概要」は、本投資法人が、投信法等の諸法令、投信協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwC サステナビリティ合同会社に各取得資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、平成 48 年 6 月 1 日から開始します。

- ・当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。
- ・なお、価格評価を行った PwC サステナビリティ合同会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・また、評価機関の位置付け及び責任は以下のとおりです。
 - ① 評価機関の評価業務は保証業務に該当せず、評価機関は評価額について何ら保証するものではありません。
 - ② 評価額は評価機関から入手したバリュエーションレポートに基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。
 - ③ 評価の前提となる情報及び資料については、本資産運用会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真实性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

d. 「インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要」欄について

- ・「インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要」は、本投資法人が、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託し作成された各取得資産の収益性に係る意見書の概要を記載しています。当該各意見書は、一定時点における作成者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、「LS 塩谷発電所」、「LS 筑西発電所」、「LS 千葉若葉区発電所」、「LS 美浦発電所」及び「LS 霧島国分発電所」については、東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

e. 「本物件の特徴」について

- ・「本物件の特徴」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwC サステナビリティ合同会社作成の「バリュエーションレポート」及びシービーアールイー株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本資産運用会社が入手した資料に基づいて、各取得資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。

f. 「過年度の発電状況」について

- ・「過年度の発電状況」は、各取得資産の前所有者等から提供を受けた数値及び情報をもとに記載しています。「実績売電量」は、買取電気事業者が発行する「購入電力量のお知らせ」等の明細に記載された購入電力量に基づき、当該月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量の合計額を記載しています。なお、かかる売電量の算出方法は、各取得資産を取得後に本投資法人が採用する方法とは異なる可能性があります。

なお、過年度の発電状況は、将来の発電量を担保、保証又は予測するものではありません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 特定資産の概要

S-01	LS 塩谷発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得価格	1, 315, 571, 330 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
発電所の評価額 (価格時点)	1, 226, 000, 000 円 ～1, 594, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	355, 000, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		買取価格	40 円/kWh	
			受給期間満了日	平成 25 年 7 月 31 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検 針日の前日	
所在地		栃木県塩谷郡塩谷町大字田所字八汐			
土地	地番	1601 番 19	設備	パネルの種類	単結晶シリコン
	用途地域	工業専用地域		パネル出力	2, 987. 25kW
	面積	36, 727 m ²		パネル設置数	11, 949 枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	シャープ株式会社
設備	認定日	平成 24 年 12 月 21 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 25 年 7 月 31 日	EPC 業者	シャープ株式会社	
			発電出力	1, 990. 00kW	
			想定年間発電電力量	初年度 3, 254. 193MWh 10 年度 3, 091. 484MWh 20 年度 2, 928. 774MWh	
	残存調達期間	17 年 1 か月	想定設備利用率	初年度 12. 44% 10 年度 11. 81% 20 年度 11. 19%	
			調達期間満了日	平成 45 年 7 月 30 日	
			調達価格	40 円/kWh	
架台基礎構造	ラミング方式 (杭基礎)				
権利形態	所有権				
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)	東洋ビルメンテ ナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	・発電時において温室効果ガスである CO ₂ (二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネ				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。

- ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。
- ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項
該当事項はありません。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は栃木県塩谷郡塩谷町に所在しています。近隣地域は、栃木県土地開発公社により造成・分譲された塩谷工業団地（1975年分譲開始、総面積270,176㎡）内にあり、中規模の工場が集まっているものの、未利用地が多くみられる他、閉鎖済の工場もみられます。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1,911.3時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはシャープ株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年2月1日			
	至	平成28年1月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	259,882kWh	338,981kWh	299,918kWh	424,430kWh	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	
	315,226kWh	322,414kWh	287,261kWh	243,329kWh	
	平成27年10月分	平成27年11月分	平成27年12月分	平成28年1月分	
	269,264kWh	208,733kWh	222,234kWh	252,459kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-02	LS 筑西発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格	519,920,998 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	488,000,000 円 ～643,000,000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	40 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	173,000,000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 26 年 3 月 18 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日の前日	
所在地		茨城県筑西市樋口字沼田			
土地	地番	492 番他 10 筆		パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	1,083.24kW
	面積	18,546 m ²		パネル設置数	4,248 枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	ハンファQセルズ ジャパン株式会社
設備	認定日	平成 25 年 3 月 6 日		パワコン供給者	富士電機株式会社
	供給開始日	平成 26 年 3 月 18 日		EPC 業者	JAG 国際エナジー 株式会社 (旧商号: 国際 ランド&ディベロップメ ント株式会社)
	残存調達期間	17 年 9 か月		発電出力	800.00kW
	調達期間満了日	平成 46 年 3 月 17 日		想定年間発電 電力量	初年度 1,254.150MWh 10 年度 1,191.443MWh 20 年度 1,128.735MWh
	調達価格	40 円/kWh		想定設備 利用率	初年度 13.22% 10 年度 12.56% 20 年度 11.89%
				架台基礎構造	杭基礎 (フィン付杭)
				権利形態	所有権
担保設定の有無		無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)		東洋ビルメンテ ナンス株式会社	
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク (利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク (利益相反に係るリスク) については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。			
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 			
特記事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹の一部が本物件から西側隣地に越境しています。かかる越境については、西側隣地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。 				
本物件の特徴				
<p>■物件特性</p> <p><立地></p> <p>本物件は茨城県筑西市に所在しています。東方を下館駅（茨城県筑西市）と茂木駅（茨城県茂木町）を結ぶ真岡鐵道が南北に走っており、真岡鐵道の久下田駅から本物件周辺まで約 650m の距離にあります。</p> <p><気象条件></p> <p>日本全国の平均的な日照時間は凡そ 1,890 時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における 1981 年～2010 年の平年値の日照時間は 1,912.8 時間であり、標準よりもやや長い値となっています。</p> <p>降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。</p> <p><設備></p> <p>パネルはハンファ Qセルズジャパン株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。</p>				
過年度の発電状況				
対象期間	自 平成 27 年 2 月 1 日			
	至 平成 28 年 1 月 31 日			
実績売電量	平成 27 年 2 月分	平成 27 年 3 月分	平成 27 年 4 月分	平成 27 年 5 月分
	98,508kWh	122,873kWh	112,368kWh	154,565kWh
	平成 27 年 6 月分	平成 27 年 7 月分	平成 27 年 8 月分	平成 27 年 9 月分
	118,591kWh	110,071kWh	93,746kWh	101,107kWh
	平成 27 年 10 月分	平成 27 年 11 月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分
106,974kWh	61,901kWh	92,559kWh	89,820kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-03	LS 千葉若葉区発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格	222,565,835 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	207,000,000 円 ～270,000,000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	40 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	60,300,000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 26 年 3 月 27 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日の前日	
所在地		千葉県千葉市若葉区野呂町			
土地	地番	1336 番 16 他 1 筆		パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	495.00kW
	面積	4,471 m ²		パネル設置数	1,980 枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	Solar World AG.
設備	認定日	平成 25 年 2 月 27 日		パワコン供給者	KACO new energy Inc.
	供給開始日	平成 26 年 3 月 27 日		EPC 業者	株式会社大木無線電気
				発電出力	495.00kW
				想定年間発電電力量	初年度 571.316MWh 10 年度 542.750MWh 20 年度 514.185MWh
	残存調達期間	17 年 9 か月		想定設備利用率	初年度 13.18% 10 年度 12.52% 20 年度 11.86%
				調達期間満了日	平成 46 年 3 月 26 日
				調達価格	40 円/kWh
	架台基礎構造	スクリー型杭基礎		権利形態	所有権
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)	東洋ビルメンテナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂(二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エ 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。
--	--

特記事項
該当事項はありません。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は千葉県千葉市若葉区に所在しており、JR 外房線菅田駅の北東方約 4.8km に位置しています。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ 1,890 時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における 1981 年～2010 年の平年値の日照時間は 1,903.7 時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルは Solar World AG.、パワーコンディショナーは KACO new energy Inc. 製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成 27 年 2 月 1 日			
	至	平成 28 年 1 月 31 日			
実績売電量	平成 27 年 2 月分	平成 27 年 3 月分	平成 27 年 4 月分	平成 27 年 5 月分	
	39,685kWh	55,118kWh	48,276kWh	70,272kWh	
	平成 27 年 6 月分	平成 27 年 7 月分	平成 27 年 8 月分	平成 27 年 9 月分	
	53,470kWh	57,343kWh	53,344kWh	36,773kWh	
	平成 27 年 10 月分	平成 27 年 11 月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分	
	40,694kWh	30,411kWh	30,467kWh	36,847kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-04	LS 美浦発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得価格	431, 615, 526 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
買取価格	36 円/kWh				
受給期間満了日	平成 26 年 7 月 22 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検 針日の前日				
発電所の評価額 (価格時点)	406, 000, 000 円 ～531, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)				
土地の鑑定評価額 (価格時点)	89, 800, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)				
所在地	茨城県稲敷郡美浦村大字木原字大隅				
土地	地番	2872 番 1 他 7 筆	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	1, 055. 70kW	
	面積	14, 592 m ²	パネル設置数	4, 140 枚	
	権利形態	所有権	パネルメーカー	ハンファQセルズジャ パン株式会社	
設備	認定日	平成 25 年 9 月 2 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 26 年 7 月 22 日	EPC 業者	株式会社ニカデン	
			発電出力	990. 00kW	
			想定年 間発電 電力量	初年度	1, 206. 054MWh
	10 年度	1, 145. 751MWh			
	20 年度	1, 085. 448MWh			
	残存調達期間	18 年 1 か月	想定設 備利用 率	初年度	13. 04%
				10 年度	12. 39%
20 年度				11. 74%	
調達期間 満了日	平成 46 年 7 月 21 日	架台基礎構造	キャストイン工法		
調達価格	36 円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)	東洋ビルメンテ ナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスであるCO₂(二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件への進入路として利用するためのスロープのコンクリート敷の一部及び本物件からの排水のための塩ビ管が本物件から南東側道路に、また、本物件の土地上に設置されたフェンスの一部が東側道路に、それぞれ越境しています。かかる越境については、美浦村から当該越境部分の占用に関する許可を取得しています。
- ・本物件への進入路として利用するためのスロープのコンクリート敷の一部及び本物件の土地上に設置されたフェンスの一部が本物件から南東側隣地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件への進入路として利用するため、本物件の美浦村の行政財産である水路に鉄板を敷設しています。かかる敷設については、美浦村から行政財産使用許可を取得しています。
- ・本物件の西側隣地に設置されたコンクリート土留めが本物件に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の南側道路に設置された電柱の支柱が、本物件の地中に越境しています。かかる越境については、当該電柱の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県稲敷郡美浦村に所在しています。本物件周辺には、鉄道は存していませんが、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、国道125号(阿見美浦バイパス)により周辺都市及び首都圏へのアクセスも可能です。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1912.8時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはハンファQセルズジャパン株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年2月1日			
	至	平成28年1月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	91,567kWh	128,532kWh	115,553kWh	159,062kWh	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	
	121,615kWh	122,566kWh	103,025kWh	86,495kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	平成 27 年 10 月分	平成 27 年 11 月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分
	97, 073kWh	68, 652kWh	63, 921kWh	86, 880kWh

S-05	LS 霧島国分発電所		分類	太陽光発電設備等	
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日		再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備
取得価格	937, 119, 304 円		特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン
発電所の評価額 (価格時点)	877, 000, 000 円 ～1, 156, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)			買取電気事業者	九州電力株式会社
土地の鑑定評価額 (価格時点)	170, 000, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)			買取価格	40 円/kWh
				受給期間満了日	平成 26 年 9 月 16 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日の前日
所在地		鹿児島県霧島市国分重久字篠ヶ迫			
土地	地番	4566 番 1 他 1 筆		パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	2, 009. 28kW
	面積	47, 290 m ²		パネル設置数	8, 372 枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	Solartech Energy Corp. (昇陽光電科技股份有限公司)
設備	認定日	平成 25 年 3 月 29 日		パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社
	供給開始日	平成 26 年 9 月 16 日		EPC 業者	株式会社ユニ・ロッド
	残存調達期間	18 年 3 か月		発電出力	1, 990. 00kW
	調達期間満了日	平成 46 年 9 月 15 日		想定年間発電電力量	初年度 2, 320. 027MWh 10 年度 2, 204. 026MWh 20 年度 2, 088. 024MWh
	調達価格	40 円/kWh		想定設備利用率	初年度 13. 18% 10 年度 12. 52% 20 年度 11. 86%
				架台基礎構造	コンクリート置き基礎
				権利形態	所有権
担保設定の有無		無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)		オリックス・ファシリティーズ株式会社	
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。</p>			
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 			
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 ・南側隣地に存する墓碑及び参道が本物件に越境しています。かかる越境については、南側隣地の管理者との間で覚書を締結しています。 ・本物件からの排水のための VU 管が本物件から南側道路に越境しています。かかる越境については、国分市から道路占用許可を取得しています。 				
本物件の特徴				
<p>■物件特性</p> <p><立地> 本物件は鹿児島県霧島市の中央部に所在し、鹿児島空港の南東方 14km の地点に位置しています。</p> <p><気象条件> 日本全国の平均的な日照時間は凡そ 1,890 時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における 1981 年～2010 年の平年値の日照時間は 1,935.6 時間であり、標準よりもやや長い値となっています。 降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。</p> <p><設備> パネルは Solartech Energy Corp.（昇陽光電科技股份有限公司）、パワーコンディショナーは東芝三菱電機産業システム株式会社製のものを使用しています。</p>				
過年度の発電状況				
対象期間	自 平成 27 年 2 月 1 日			
	至 平成 28 年 1 月 31 日			
実績売電量	平成 27 年 2 月分	平成 27 年 3 月分	平成 27 年 4 月分	平成 27 年 5 月分
	162,829kWh	217,886kWh	173,160kWh	181,660kWh
	平成 27 年 6 月分	平成 27 年 7 月分	平成 27 年 8 月分	平成 27 年 9 月分
	112,180kWh	178,269kWh	200,501kWh	198,670kWh
	平成 27 年 10 月分	平成 27 年 11 月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分
245,094kWh	113,686kWh	151,025kWh	105,935kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-06	LS 匝瑳発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・地上権			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格	666,796,428 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	627,000,000 円 ～799,000,000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	36 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	49,000,000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 26 年 12 月 18 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日 の前日	
所在地		千葉県匝瑳市東小笹字塩場潟			
土地	地番	3994 番 1 他 1 筆	パネルの種類		多結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域	パネル出力		1,796.08kW
	面積	25,224 m ²	パネル設置数		6,908 枚
	権利形態	地上権	パネルメーカー		友達光電股份有限公司 (AUO)
設備	認定日	平成 25 年 9 月 2 日	パワコン供給者		ABB 株式会社
	供給開始日	平成 26 年 12 月 18 日	EPC 業者		株式会社トーヨー建設
			発電出力		1,796.08kW
			想定年間発電電力量	初年度 2,117.949MWh 10 年度 2,012.051MWh 20 年度 1,906.154MWh	
	残存調達期間	18 年 6 か月	想定設備利用率		初年度 13.46% 10 年度 12.79% 20 年度 12.12%
			調達期間満了日		平成 46 年 12 月 17 日
			調達価格		36 円/kWh
	架台基礎構造		スクリー型杭基礎		
権利形態		所有権			
担保設定の有無		無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)		東洋ビルメンテナンス 株式会社	
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	・発電時において温室効果ガスである CO ₂ (二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネルギー				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。

- ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。
- ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の隣地との一部の境界について、書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の土地については、土地所有者（個人）を地上権設定者、株式会社タカラレーベンを地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は、以下のとおりです。
 （地上権設定契約の概要）
 地上権設定者：個人
 地上権者：本投資法人
 存続期間：平成25年10月16日から平成46年5月31日まで
 地代：月25万5,000円。
 地代改定：なし。
 敷金・保証金：1,500万円
 契約更新：期間の満了6か月前までに相手方に通知しない場合は1年間自動更新され、その後も同様とする。
 中途解約：不可
 優先買取権：地上権設定者が本土地を譲渡しようとする場合、地上権者が第三者に優先して当該土地を買い受けることができる。
 譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、本土地に太陽光発電設備を設置して行う太陽光発電事業を行う目的で地上権の譲渡等を行うことを承諾している。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は千葉県匝瑺市の南東端でJR総武本線八日市場駅の南東方約8.2kmに位置しています。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1,959.9時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルは友達光電股份有限公司（AUO）、パワーコンディショナーはABB株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年2月1日			
	至	平成28年1月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	134,975kWh	196,377kWh	229,818kWh	261,672kWh	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	213,762kWh	267,554kWh	208,156kWh	180,414kWh
	平成27年10月分	平成27年11月分	平成27年12月分	平成28年1月分
	167,018kWh	118,388kWh	118,218kWh	138,031kWh

S-07	LS 宮城大郷発電所		分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得日		平成28年6月2日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格		818,177,238円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社タカラレーベン	
				買取電気事業者	東北電力株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)		760,000,000円 ～998,000,000円 (平成27年12月31日)		買取価格	36円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)		132,000,000円 (平成27年10月30日)		受給期間満了日	平成27年3月30日(同日を含む)から240月経過後最初の検針日の前日	
所在地		宮城県黒川郡大郷町東成田字板谷東山				
土地	地番	1番5他1筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	2,040.00kW	
	面積	57,311㎡		パネル設置数	6,800枚	
	権利形態	所有権		パネルメーカー	サンテックパワー ジャパン株式会社	
設備	認定日	平成25年11月1日		パワコン供給者	株式会社ダイヘン	
	供給開始日	平成27年3月30日		EPC業者	JAG国際エナジー 株式会社(旧商号:国際 ランド&ディベロップ メント株式会社)	
	残存調達期間	18年9か月		発電出力	1,951.20kW	
	調達期間満了日	平成47年3月29日		想定年	初年度	2,251.259MWh
				間発電	10年度	2,138.696MWh
				電力量	20年度	2,026.133MWh
	調達価格	36円/kWh		想定設	初年度	12.60%
備利用				10年度	11.97%	
率			20年度	11.34%		
		架台基礎構造	杭基礎又はスクリー型 杭基礎 (グラウンドスクリー)			
		権利形態	所有権			
担保設定の有無		無				
オペレーター		株式会社タカラレーベン	O&M業者(注)	東洋ビルメンテナンス 株式会社		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

リスク管理方針への適合状況	<p>本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。</p>			
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂（二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。 ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。 			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の南側隣地に設置されている側溝の一部が本物件に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。 			
本物件の特徴				
<p>■物件特性</p> <p><立地></p> <p>本物件は宮城県黒川郡大郷町の最南部で、利府町との町境に位置しています。三陸自動車道「利府中 IC」の北方約 8.5km の地点に位置し、西方は産業廃棄物最終処分場が広がっています。</p> <p><気象条件></p> <p>日本全国の平均的な日照時間は凡そ 1,890 時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における 1981 年～2010 年の平年値の日照時間は 1,796.1 時間であり、標準よりも短い値となっています。</p> <p>降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。</p> <p><設備></p> <p>パネルはサンテックパワージャパン株式会社、パワーコンディショナーは株式会社ダイヘン製のものを使用しています。</p>				
過年度の発電状況				
対象期間	自	平成 27 年 3 月 30 日		
	至	平成 28 年 1 月 31 日		
実績売電量	平成 27 年 2 月分	平成 27 年 3 月分	平成 27 年 4 月分	平成 27 年 5 月分
	—	15,577kWh(注)	267,669kWh	329,522kWh
	平成 27 年 6 月分	平成 27 年 7 月分	平成 27 年 8 月分	平成 27 年 9 月分
	275,106kWh	261,462kWh	213,195kWh	179,052kWh
	平成 27 年 10 月分	平成 27 年 11 月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分
205,515kWh	135,327kWh	112,444kWh	115,261kWh	

(注)系統連系日が平成 27 年 3 月 30 日であったため、稼働日数は 2 日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-08	LS 水戸高田発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格	991, 183, 879 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	909, 000, 000 円 ～1, 211, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	36 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	275, 000, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 27 年 3 月 27 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検針日の前日	
所在地		茨城県水戸市高田町字台			
土地	地番	15 番 1 他 8 筆	設備	パネルの種類	単結晶シリコン
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	2, 128. 00kW
	面積	36, 616 m ²		パネル設置数	7, 600 枚
	権利形態	所有権		パネルメーカー	Solar World AG.
設備	認定日	平成 25 年 12 月 5 日		パワコン供給者	富士電機株式会社
	供給開始日	平成 27 年 3 月 27 日		EPC 業者	株式会社大木無線電気
				発電出力	1, 990. 00kW
				想定年間発電電力量	初年度 2, 552. 143MWh 10 年度 2, 424. 536MWh 20 年度 2, 296. 929MWh
	残存調達期間	18 年 9 か月		想定設備利用率	初年度 13. 69% 10 年度 13. 01% 20 年度 12. 32%
	調達期間満了日	平成 47 年 3 月 26 日		架台基礎構造	杭基礎
調達価格	36 円/kWh	権利形態		所有権	
担保設定の有無		無			
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)	東洋ビルメンテナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・発電時において温室効果ガスである CO₂ (二酸化炭素) の発生を抑制する再生可能エネルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。 ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エ 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。

- ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の土地の一部（地番：15番2、15番8）につき、以下の内容の地上権が設定され登記がなされています。
地上権者：旧建設省
目的：導水管路設置
範囲：東京湾平均海面の上1.33mから下9.93mの間
存続期間：設定契約の日から導水管路存続期間中
地代：無償
特約：地上権設定の範囲の上限以下を掘削し、又は、形質変更をしようとするときはあらかじめ設計、工法について河川管理者と協議しなければならない。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県水戸市高田町に所在し、JR常磐線水戸駅の南西方約10kmの地点に位置しています。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1,912.8時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはSolar World AG.、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年3月27日			
	至	平成27年12月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	—	44,817kWh(注)	292,770kWh	299,707kWh	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	
	238,523kWh	267,812kWh	233,051kWh	198,961kWh	
	平成27年10月分	平成27年11月分	平成27年12月分	平成28年1月分	
	206,261kWh	140,951kWh	151,007kWh	190,903kWh	

(注) 系統連系日が平成27年3月27日であったため、稼働日数は5日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-09	LS 青森平内発電所	分類	太陽光発電設備等			
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備		
取得価格	705, 542, 707 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン		
			買取電気事業者	東北電力株式会社		
発電所の評価額 (価格時点)	660, 000, 000 円 ～874, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	36 円/kWh		
土地の鑑定評価額 (価格時点)	153, 000, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 27 年 7 月 21 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検 針日の前日		
所在地		青森県東津軽郡平内町大字中野字堤ヶ沢				
土地	地番	9 番 1 他 11 筆		パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	1, 820. 00kW	
	面積	61, 171 m ²		パネル設置数	7, 280 枚	
	権利形態	所有権		パネルメーカー	ハンファQセルズ ジャパン株式会社	
設備	認定日	平成 26 年 3 月 17 日		パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 27 年 7 月 21 日		EPC 業者	エネルギープロダクト 株式会社	
	残存調達期間	19 年 1 か月		発電出力	1, 820. 00kW	
	調達期間 満了日	平成 47 年 7 月 20 日	想定年 間発電 電力量	初年度	2, 071. 534MWh	
				10 年度	1, 967. 957MWh	
				20 年度	1, 864. 381MWh	
	調達価格	36 円/kWh	想定設 備利用 率	初年度	12. 99%	
10 年度				12. 34%		
			20 年度	11. 69%		
		架台基礎構造	単管杭基礎			
		権利形態	所有権			
担保設定の有無	無					
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)		オリックス・ファシリティーズ株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に係るリスク）については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。					
本資産の公共的性質	・発電時において温室効果ガスである CO ₂ （二酸化炭素）の発生を抑制する再生可能エネ					

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。

- ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。
- ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

- ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本日現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の南側隣地に存在する事務所（コンクリート基礎を含みます。）及び広告塔が本件土地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の南側隣地に存在する車庫の一部が本件土地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。
- ・本物件の東側隣地との境界付近に存在する第三者所有の小屋2棟が本件土地に越境しています。かかる越境については、当該土地の所有者との間で越境に関する覚書を締結しています。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は青森県東津軽郡平内町の西部で、青森駅の北東方約21kmの地点に位置しています。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1,602.7時間であり、標準よりも短い値となっています。

降雪地域のため積雪によるリスクはありますが、架台の高さ及び傾きにより雪が滑り落ちる構造としており、積雪に対する対策を講じています。

<設備>

パネルはハンファQセルズジャパン株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年7月21日			
	至	平成28年1月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	—	—	—	—	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	
	—	77,445kWh(注)	196,293kWh	188,530kWh	
	平成27年10月分	平成27年11月分	平成27年12月分	平成28年1月分	
	177,340kWh	110,802kWh	59,089kWh	51,357kWh	

(注) 系統連系日が平成27年7月21日であったため、稼働日数は11日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-10	LS 利根布川発電所	分類	太陽光発電設備等		
特定資産の種類		再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得日	平成 28 年 6 月 2 日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得価格	1, 261, 506, 755 円	特定契約の概要	特定供給者	株式会社 タカラレーベン	
			買取電気事業者	東京電力エナジー パートナー株式会社	
発電所の評価額 (価格時点)	1, 149, 000, 000 円 ～1, 536, 000, 000 円 (平成 27 年 12 月 31 日)		買取価格	36 円/kWh	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	336, 000, 000 円 (平成 27 年 10 月 30 日)		受給期間満了日	平成 27 年 12 月 11 日 (同日を含む) から 240 月経過後最初の検 針日の前日	
所在地		茨城県北相馬郡利根町大字布川字三番割			
土地	地番	5777 番 2 他 10 筆	パネルの種類	CIS	
	用途地域	市街化調整区域	パネル出力	2, 467. 08kW	
	面積	33, 053 m ²	パネル設置数	14, 952 枚	
	権利形態	所有権	パネルメーカー	ソーラーフロンティア 株式会社	
設備	認定日	平成 26 年 2 月 25 日	パワコン供給者	富士電機株式会社	
	供給開始日	平成 27 年 12 月 11 日	EPC 業者	株式会社ニカデン	
			発電出力	1, 990. 00kW	
			想定年 間発電 電力量	初年度 3, 154. 708MWh 10 年度 2, 996. 973MWh 20 年度 2, 839. 237MWh	
	残存調達期間	19 年 6 か月	想定設 備利用 率	初年度	14. 60%
				10 年度	13. 87%
	20 年度	13. 14%			
	調達期間 満了日	平成 47 年 12 月 10 日	架台基礎構造	杭基礎	
調達価格	36 円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	無				
オペレーター	株式会社タカラレーベン	O&M 業者(注)	東洋ビルメンテ ナンス株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク(利益相反に係るリスク)については当てはまりますが、いずれもリスク管理方針に定める管理方針に適合した運用を行う予定であり、これらのリスクを適切に管理します。				
本資産の公共的性質	・発電時において温室効果ガスである CO ₂ (二酸化炭素)の発生を抑制する再生可能エネ				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ルギーの導入による環境の改善への貢献と、国際社会における日本のプレゼンス向上。

- ・発電のための化石燃料につき海外からの輸入に大きく依存しているなかでの再生可能エネルギーの普及によるエネルギー自給率の向上。
- ・再生可能エネルギー関連による地域社会における雇用の創出や、遊休土地の活用を始めとした地域活性化等の効果。

特記事項

・該当事項はありません。

本物件の特徴

■物件特性

<立地>

本物件は茨城県北相馬郡利根町の南端部に位置しています。周辺の交通施設は、幹線道路として県道4号、11号、209号により周辺都市へのアクセスが可能です。また、利根川を越えて千葉県側には、JR成田線、国道356号により首都圏へのアクセスも可能です。

<気象条件>

日本全国の平均的な日照時間は凡そ1,890時間程度ですが、現地の近傍気象観測点における1981年～2010年の平年値の日照時間は1,912.8時間であり、標準よりもやや長い値となっています。

降雪量は少なく、発電への影響は軽微であり、また、風も強くはないため、気象条件において、特段に太陽光発電の実施を阻害する要素は認められないものと考えます。

<設備>

パネルはソーラーフロンティア株式会社、パワーコンディショナーは富士電機株式会社製のものを使用しています。

過年度の発電状況

対象期間	自	平成27年12月11日			
	至	平成28年1月31日			
実績売電量	平成27年2月分	平成27年3月分	平成27年4月分	平成27年5月分	
	—	—	—	—	
	平成27年6月分	平成27年7月分	平成27年8月分	平成27年9月分	
	—	—	—	—	
	平成27年10月分	平成27年11月分	平成27年12月分	平成28年1月分	
	—	—	128,817kWh(注)	232,257kWh	

(注) 系統連系日が平成27年12月11日であったため、稼働日数は21日間です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) オペレーター（兼賃借人兼特定供給者）の概要

取得資産のオペレーター（兼賃借人兼特定供給者）は、いずれも株式会社タカラレーベンであり、その概要は以下のとおりです。

オペレーターの名称	株式会社タカラレーベン
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表者	代表取締役社長 島田 和一
事業内容	首都圏を中心に新築分譲マンションの販売を行っています。平成25年にメガソーラー事業を開始しており、それまでの太陽光発電マンションの開発により培った高い事業運営ノウハウを生かし、平成28年3月末時点で、21の太陽光発電所（合計約53MW）の管理運営を行っています。 当該運営業務に携わる人員は常時7名存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の管理運営業務経験を有しています。
資本金	4,819百万円(平成28年3月31日現在)
設立年月日	昭和47年9月
純資産	33,677百万円（平成28年3月31日）
総資産	129,744百万円（平成28年3月31日）
大株主及び 持株比率 (平成28年3月31日現在)	1. 村山 義男 25,633千株(20.34%) 2. 株式会社タカラレーベン 15,938千株(12.64%) 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4,970千株(3.94%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資本関係	当該会社は、平成28年6月2日現在において、本投資法人の発行済投資口数の14.9%の投資口を保有しています。また、当該会社は、管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人的関係	当該会社より管理会社に8名出向しております。管理会社の取締役4名、監査役1名が兼職しております。
取引関係	当該会社は、本投資法人及び管理会社に対して出資をしております。本投資法人との間で、各取得資産に関し、発電設備等賃貸借契約書を締結しています。また、本投資法人及び管理会社との間で、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のとおり、当該会社は投信法に定める管理会社の利害関係人等に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 賃貸借の概要

S-01 LS 塩谷発電所

賃借人	株式会社タカラレーベン
賃貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入(注)の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 (注) 受給期間中の予想売電収入は、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P (パーセントイル) 50 の数値としてイー・アンド・イーツリユーションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額です。受給期間満了後の予想売電収入は、当該発電電力量に一般社団法人日本卸電力取引所におけるスポット市場の日中の取引実績値の平均(平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月まで)である 15 円を乗じた額です。以下、各取得資産の個別物件表において同様です。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 (1) 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ (2) 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ 上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 (1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 (2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備(これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。)に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として賃借人が受領する保険金の金額(賃借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。) 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	賃借人は、賃貸借期間中初めて賃借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、賃貸借契約に基づく賃借人の賃借人に対する一切の債務を担保するため、賃借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額(なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。)を交付するものとする。
期間満了時の更新について	賃借人又は賃借人は、当該賃貸借に関する再契約の意向がある場合には、賃貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、賃借人及び賃借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、賃借人は、賃借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、賃借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	1. 賃借人又は賃借人は、その相手方に対して書面で通知の上、賃貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。</p> <p>2. 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び賃借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。</p>				
違約金	特になし。				
契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
	127,917,232 円	127,617,514 円	126,966,677 円	126,315,874 円	125,665,036 円
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
	125,014,195 円	124,363,356 円	123,712,516 円	123,061,676 円	122,410,837 円
	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
	121,759,997 円	121,109,157 円	120,458,318 円	119,807,478 円	119,156,640 円
	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
118,505,798 円	117,854,958 円	49,969,858 円	43,707,475 円	43,463,409 円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

借借人	株式会社タカラレーベン
貸貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X = (x - y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸貸借契約に基づく借借人の貸貸人に対する一切の債務を担保するため、貸貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸貸人又は借借人は、当該貸貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸貸人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならないが、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	49,450,395円	49,336,334円	49,085,510円	48,834,695円	48,583,855円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	48,333,014円	48,082,189円	47,831,376円	47,580,536円	47,329,696円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	47,078,871円	46,828,055円	46,577,216円	46,326,375円	46,075,551円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
45,824,737円	45,573,898円	36,645,168円	16,902,085円	16,808,027円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-03 LS 千葉若葉区発電所

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X = (x - y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 貸借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として貸借人が受領する保険金の金額（貸借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	<p>貸借人は、貸借期間中初めて貸借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく貸借人の貸借人に対する一切の債務を担保するため、貸借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。</p>
期間満了時の更新について	<p>貸借人又は貸借人は、当該貸借借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸借人及び貸借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。</p>
賃料改定について	<p>インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、貸借人は、貸借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。</p>
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸借人又は貸借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならないが、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び貸借人は、その後の貸借借期間中における貸借借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	22,524,382円	22,476,085円	22,361,831円	22,247,562円	22,133,312円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	22,019,031円	21,904,760円	21,790,508円	21,676,240円	21,561,987円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	21,447,718円	21,333,467円	21,219,186円	21,104,918円	20,990,663円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
20,876,395円	20,762,143円	16,836,887円	7,700,105円	7,657,249円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 貸借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として貸借人が受領する保険金の金額（貸借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	<p>貸借人は、貸借期間中初めて貸借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく貸借人の貸借人に対する一切の債務を担保するため、貸借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。</p>
期間満了時の更新について	<p>貸借人又は貸借人は、当該貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸借人及び貸借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。</p>
賃料改定について	<p>インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、貸借人は、貸借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。</p>
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸借人又は貸借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び貸借人は、その後の貸借期間中における貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	42,885,812円	42,784,086円	42,566,973円	42,349,890円	42,132,810円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	41,915,730円	41,698,617円	41,481,532円	41,264,453円	41,047,374円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	40,830,261円	40,613,177円	40,396,095円	40,179,015円	39,961,904円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
39,744,820円	39,527,741円	39,310,625円	18,125,063円	16,198,522円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X = (x - y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 貸借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として貸借人が受領する保険金の金額（貸借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	<p>貸借人は、貸借期間中初めて貸借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく貸借人の貸借人に対する一切の債務を担保するため、貸借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。</p>
期間満了時の更新について	<p>貸借人又は貸借人は、当該貸借借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸借人及び貸借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。</p>
賃料改定について	<p>インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、貸借人は、貸借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。</p>
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸借人又は貸借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び貸借人は、その後の貸借期間中における貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	91,784,198円	91,525,789円	91,061,781円	90,597,781円	90,133,781円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	89,669,782円	89,205,782円	88,741,781円	88,277,783円	87,813,754円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	87,349,743円	86,885,743円	86,421,744円	85,957,748円	85,493,747円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
85,029,745円	84,565,714円	84,101,707円	44,580,076円	31,190,137円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

借借人	株式会社タカラレーベン
貸貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで(注)
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X = (x - y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸貸借契約に基づく借借人の貸貸人に対する一切の債務を担保するため、貸貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸貸人又は借借人は、当該貸貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸貸人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならないが、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	75,465,634円	75,293,552円	74,912,331円	74,531,110円	74,149,870円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	73,768,628円	73,387,407円	73,006,187円	72,624,946円	72,243,724円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	71,862,500円	71,481,260円	71,100,021円	70,718,800円	70,337,576円
	16年目	17年目	18年目	19年目(注)	20年目(注)
69,956,337円	69,575,097円	69,193,877円	47,893,328円	27,954,501円	

(注) 賃貸人である本投資法人は本物件に係る土地の地上権者であり、本投資法人の有する本物件に係る地上権（本注において以下「本地上権」といいます。）の存続期間が更新されずに終了した場合その他の事由により本地上権が消滅した場合、本物件の賃貸借は終了することとなります。本地上権の存続期間が当初の存続期間の満了日である平成46年5月31日に更新されずに終了した場合、同日に本物件の賃貸借が終了し、本投資法人は19年目と20年目の賃料を収受することができません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

借借人	株式会社タカラレーベン
貸貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸貸借契約に基づく借借人の貸貸人に対する一切の債務を担保するため、貸貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸貸人又は借借人は、当該貸貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸貸人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならないが、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	80,259,004円	80,105,452円	79,700,210円	79,294,994円	78,889,766円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	78,484,526円	78,079,308円	77,674,091円	77,268,865円	76,863,624円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	76,458,406円	76,053,179円	75,647,938円	75,242,722円	74,837,505円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
74,432,276円	74,027,036円	73,621,820円	59,619,252円	30,338,058円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

貸借人	株式会社タカラレーベン
貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 貸借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として貸借人が受領する保険金の金額（貸借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	<p>貸借人は、貸借期間中初めて貸借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸借契約に基づく貸借人の貸借人に対する一切の債務を担保するため、貸借人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。</p>
期間満了時の更新について	<p>貸借人又は貸借人は、当該貸借借に関する再契約の意向がある場合には、貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸借人及び貸借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。</p>
賃料改定について	<p>インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、貸借人は、貸借人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸借人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。</p>
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸借人又は貸借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸借借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸借人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸借人及び貸借人は、その後の貸借借期間中における貸借借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	91,007,658円	90,823,905円	90,364,509円	89,905,125円	89,445,753円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	88,986,357円	88,526,973円	88,067,602円	87,608,205円	87,148,810円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	86,689,424円	86,230,052円	85,770,659円	85,311,272円	84,851,902円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
84,392,505円	83,933,110円	83,473,724円	68,894,218円	34,397,895円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-09 LS 青森平内発電所

借借人	株式会社タカラレーベン
貸貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸貸借契約に基づく借借人の貸貸人に対する一切の債務を担保するため、貸貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸貸人又は借借人は、当該貸貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸貸人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	72,395,995円	72,303,356円	71,938,420円	71,573,457円	71,208,488円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	70,843,522円	70,478,555円	70,113,585円	69,748,618円	69,383,681円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	69,018,717円	68,653,751円	68,288,781円	67,923,814円	67,558,846円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	67,193,911円	66,828,948円	66,463,979円	66,099,011円	31,702,175円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-10 LS利根布川発電所

借借人	株式会社タカラレーベン
貸貸借期間	平成 28 年 6 月 2 日から平成 48 年 6 月 1 日まで
賃料	<p>以下に定める方法により算定した最低保証賃料及び実績連動賃料</p> <ol style="list-style-type: none"> 各月の最低保証賃料は、当該月の予想売電収入の金額と同額とする。ただし、1 ヶ月に満たない期間に係る最低保証賃料は、日割にて計算するものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。 各月の実績連動賃料 (X) は、以下の算定式により算出される金額とする。なお、以下の計算の結果、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。 <ol style="list-style-type: none"> 実績売電収入 (x) が予想売電収入 (y) の 110% 以下の場合 $X=0$ 実績売電収入 (x) が、予想売電収入 (y) の 110% より多い場合 $X=(x-y \times 1.1) \times 0.5$ <p>上記において、「X」は、各月の実績連動賃料とし、「x」は、当該月の実績売電収入とし、「y」は、当該月の予想売電収入の金額とする。</p> 上記 2. において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額 借借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含む。）に係る当該月の喪失利益及び収益減少防止費用として借借人が受領する保険金の金額（借借人がかかる保険金請求権の上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者が受領する金額を含む。） 上記 2. に基づき 1 ヶ月に満たない期間に係る実績連動賃料を算出するにあたっては、上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入を用いるものとする。
敷金・保証金	借借人は、貸貸借期間中初めて借借人の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合、貸貸借契約に基づく借借人の貸貸人に対する一切の債務を担保するため、貸貸人に対し、敷金として、当該決算期の存する暦年の 1 年分の最低保証賃料の 4 分の 1 相当額（なお、1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てる。）を交付するものとする。
期間満了時の更新について	貸貸人又は借借人は、当該貸貸借に関する再契約の意向がある場合には、貸貸借期間満了日の 6 ヶ月前までにその旨を相手方に通知するものとする。この場合、貸貸人及び借借人は、再契約の是非及びその条件について誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとする。
賃料改定について	インフレーションが生じ、賃料の実質的な価値が低下した場合、借借人は、貸貸人の要請に従い、売電先の変更又は追加に向けた検討を行うものとし、検討の結果、売電先が変更された場合は、新たな売電先への販売価格を踏まえ、貸貸人との間で賃料の増額改定について誠実に協議するものとする。
中途解約について	<ol style="list-style-type: none"> 貸貸人又は借借人は、その相手方に対して書面で通知の上、貸貸借契約を平成 38 年 7 月 1 日を経過した時点において解約することを申し入れることができるものとする。ただし、当該解約の通知は、平成 37 年 12 月 31 日（ただし、当該日が貸貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とする。）までに相手方に到達しなければならず、当該日までに到達しない場合、解約の効力は生じないものとする。 上記 1. に記載する解約可能日を経過した場合、貸貸人及び借借人は、その後の貸貸借期間中における貸貸借契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとする。
違約金	特になし。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

契約更改の方法	特になし。				
最低保証賃料	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	112,994,275円	112,712,798円	112,144,951円	111,577,105円	111,009,259円
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	110,441,416円	109,873,567円	109,305,724円	108,737,876円	108,170,030円
	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	107,602,185円	107,034,340円	106,466,494円	105,898,630円	105,330,783円
	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
104,762,939円	104,195,093円	103,627,246円	103,059,401円	72,168,169円	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) バリュエーションレポートの概要

S-01 LS 塩谷発電所

評価価値	1,226,000,000 円～1,594,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値	1,594,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	1,226,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	-		

S-02 LS 筑西発電所

評価価値	488,000,000 円～643,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値	643,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

評価価値	488,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—	

S-03 LS 千葉若葉区発電所

評価価値	207,000,000 円～270,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値	270,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	207,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—		

S-04 LS 美浦発電所

評価価値	406,000,000 円～531,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値	531,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	課税期間	6.0%	以上の平成26年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
評価価値		406,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-05 LS霧島国分発電所

評価価値		877,000,000円～1,156,000,000円	
評価機関		PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点		平成27年12月31日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（平成23年1月から平成27年12月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値		1,156,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成27年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の平成26年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		877,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-06 LS匝瑳発電所

評価価値		627,000,000円～799,000,000円	
評価機関		PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点		平成27年12月31日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（平成23年1月から平成27年12月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

評価価値		799,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	—	
評価価値		627,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-07 LS 宮城大郷発電所

評価価値	760,000,000 円～998,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値		998,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		760,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-08 LS 水戸高田発電所

評価価値	909,000,000 円～1,211,000,000 円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成 27 年 12 月 31 日		
項目	内容	概要等	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値		1,211,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		909,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-09 LS 青森平内発電所

評価価値		660,000,000 円～874,000,000 円	
評価機関		PwC サステナビリティ合同会社	
価格時点		平成 27 年 12 月 31 日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄の TOPIX に対するベータのデータ（平成 23 年 1 月から平成 27 年 12 月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値		874,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成 27 年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考 10 運転開始設備の IRR 水準」に記載された 1,000kW 以上の平成 26 年 10-12 月期運転開始設備を対象とした IRR の、件数ベースの中央値付近と推測される 7%を直近事例の実績 IRR と推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR（税引前）の差である 1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値		660,000,000 円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF 法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			—

S-10 LS 利根布川発電所

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

評価価値	1,149,000,000円～1,536,000,000円		
評価機関	PwC サステナビリティ合同会社		
価格時点	平成27年12月31日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	2.6%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（平成23年1月から平成27年12月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	2.4%	
評価価値	1,536,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成27年度調達価格および調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の平成26年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これを固定価格買取制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	1,149,000,000円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	—		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(6) 不動産鑑定評価書の概要

S-01 LS 塩谷発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 塩谷発電所	
鑑定評価額（土地）	355,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	1,460,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	14.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	892,000,000 円	—
土地積算価格比	24.30%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-02 LS 筑西発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 筑西発電所	
鑑定評価額（土地）	173,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	577,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	10.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	358,000,000 円	—
土地積算価格比	29.92%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-03 LS 千葉若葉区発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 千葉若葉区発電所	
鑑定評価額（土地）	60,300,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	247,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	9.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	163,000,000 円	—
土地積算価格比	24.43%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-04 LS 美浦発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 美浦発電所	
鑑定評価額（土地）	89,800,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	479,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	14.0%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	304,000,000 円	—
土地積算価格比	18.74%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-05 LS 霧島国分発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 霧島国分発電所	
鑑定評価額（土地）	170,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	1,040,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	12.0%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	976,000,000 円	—
土地積算価格比	16.36%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-06 LS 匝瑳発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 匝瑳発電所	
鑑定評価額（土地）	49,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	740,000,000 円	—
割引率	4.7%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 （設備及び土地）	577,000,000 円	—
土地積算価格比	6.62%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-07 LS 宮城大郷発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 宮城大郷発電所	
鑑定評価額（土地）	132,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	908,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	15.0%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	661,000,000 円	—
土地積算価格比	14.53%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-08 LS 水戸高田発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 水戸高田発電所	
鑑定評価額（土地）	275,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	1,100,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	10.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	796,000,000 円	—
土地積算価格比	24.97%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S-09 LS 青森平内発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 青森平内発電所	
鑑定評価額（土地）	153,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	783,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	10.2%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	646,000,000 円	—
土地積算価格比	19.51%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

S-10 LS 利根布川発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	LS 利根布川発電所	
鑑定評価額（土地）	336,000,000 円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	平成 27 年 10 月 30 日	
項目	内容	概要等
DCF 法による価格 （設備及び土地）	1,400,000,000 円	—
割引率	4.5%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電施設の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	11.5%	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 （設備及び土地）	814,000,000 円	—
土地積算価格比	24.01%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	—	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要

S-01 LS 塩谷発電所

意見書作成者	—
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	—
意見書記載者の独立性に係る説明	—
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	—
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	—
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	—
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	—
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	—

S-02 LS 筑西発電所

意見書作成者	—
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	—
意見書記載者の独立性に係る説明	—
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	—
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	—
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	—
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	—
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	—

S-03 LS 千葉若葉区発電所

意見書作成者	—
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	—
意見書記載者の独立性に係る	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

説明	
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	—
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	—
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	—
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	—
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	—

S-04 LS 美浦発電所

意見書作成者	—
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	—
意見書記載者の独立性に係る説明	—
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	—
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	—
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	—
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	—
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	—

S-05 LS 霧島国分発電所

意見書作成者	—
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	—
意見書記載者の独立性に係る説明	—
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	—
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	—
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	—
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	—

S-06 LS 匝瑳発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、200 件以上、合計出力容量約 2GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社（本資産運用会社を意味します。以下同じです。）、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者（一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社を意味します。以下同じです。）との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。 以上より、投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているといえる。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、再エネ特措法に基づき、平成 25 年 9 月 2 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 2626 号）。 また、平成 27 年 11 月 13 日付で東京電力株式会社との間に電力の受給開始日を平成 26 年 12 月 18 日とする「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。なお、東京電力株式会社からの平成 27 年 1 月 24 日付「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけた。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東京電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 27 年 1 月分から平成 27 年 10 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から平成 27 年 10 月現在において既に収益が得られている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 50%値（P50 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。 上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 27 年 12 月の新規

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>上場申請日より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
<p>将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間の固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条第 8 項等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度といわれている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されている。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

S-07 LS 宮城大郷発電所

意見書作成者	イー・アンド・イソリユーションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、200 件以上、合計出力容量約 2GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。</p> <p>以上より、投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているといえる。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、平成 25 年 11 月 1 日に設備認定を受けている（経済産業省 20131003 東北第 15 号）。</p> <p>また、平成 27 年 3 月 12 日付で東北電力株式会社との間に電力の受給開始日を平成 27 年 3 月 30 日とする「電力受給契約書」が締結されている。なお、東北電力株式会社からの平成 27 年 4 月分「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけた。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東北電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 27 年 4 月分から平成 27 年 11 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から平成 27 年 4 月より既に収益が得られている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 50% 値 (P50 値) を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	費用)、償却資産税、減価償却費用等が想定される。 上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 27 年 12 月の新規上場申請日より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東北電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間で固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条第 8 項等の場合はその限りではない。）。 本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり米国エネルギー省研究機関である NREL (National Renewable Energy Laboratory) によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度といわれている。 PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されている。 立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。 上記より、系統連系（売電）開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。

S-08 LS 水戸高田発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、200 件以上、合計出力容量約 2GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。 以上より、投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているといえる。
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	本発電所は、再エネ特措法に基づき、平成 25 年 12 月 5 日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第 3135 号）。 また、平成 27 年 2 月 16 日付で東京電力株式会社との間に電力の受給開始日を平成 27 年 3 月 27 日とする「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。なお、東京電力株式会社からの平成 27 年 4 月 20 日付「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけた。
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、東京電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 27 年 4 月分から平成 27 年 11 月分までの実績売電収益について確認した。
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から平成 27 年 11 月現在において既に収益が得られている。
利益の計上が見込まれる時期	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>2年目の超過確率50%値（P50 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス／装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。</p> <p>上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 27 年 12 月の新規上場申請日より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条第 8 項等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり米国エネルギー省研究機関である NREL（National Renewable Energy Laboratory）によれば一般的な出力劣化率は年間－0.5%程度といわれている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されている。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

S-09 LS 青森平内発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、200 件以上、合計出力容量約 2GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。</p> <p>また、親会社である DOWA エコシステム株式会社及び持株会社である DOWA ホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。</p> <p>以上より、投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているといえる。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、平成 26 年 3 月 17 日に設備認定を受けている（経済産業省 20140217 東北第 51 号）。</p> <p>また、平成 27 年 7 月 17 日付で東北電力株式会社との間に電力の受給開始日を平成 27 年 7 月 21 日とする「電力受給契約書」が締結されている。なお、東北電力株式会社からの平成 27 年 8 月分「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけた。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、東北電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づき平成 27 年 8 月分から平成 27 年 11 月分までの実績売電収益について確認した。</p>
収益の計上が見込まれる時期及び	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から平成 27 年 11 月現在において既</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その根拠（収益の計上見込額を含む）	に収益が得られている。
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び2年目の超過確率50%値（P50 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。</p> <p>上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成28年1月より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東北電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき電力の受給開始後20年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第3条第8項等の場合はその限りではない）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり米国エネルギー省研究機関であるNREL（National Renewable Energy Laboratory）によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度といわれている。</p> <p>PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されている。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

S-10 LS利根布川発電所

意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、200件以上、合計出力容量約2GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。</p> <p>以上より、投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているといえる。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、平成26年2月25日に設備認定を受けている（経済産業省 25 関エネ再設第4512号）。</p> <p>また、平成27年11月13日付で東京電力株式会社との間に電力の受給開始日を平成27年12月11日とする「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	現時点において本発電所は稼働を開始しておらず、収益は計上されない。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<p>収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）</p>	<p>平成 27 年 12 月 11 日接続であることから、平成 27 年 12 月の新規上場申請日より 6 ヶ月以内に収益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
<p>利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）</p>	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、事業性評価報告書の初年度及び 2 年目の超過確率 50% 値（P50 値）を採用している。費用の計上については、O&M 費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、借地料、発電所監視装置費用（発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス／装置や人員等の費用）、償却資産税、減価償却費用等が想定される。</p> <p>上記の収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、平成 27 年 12 月の新規上場申請日より利益計上を見込むことが可能であると結論づけた。</p>
<p>将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度下において東京電力株式会社との間に締結された「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」に基づき電力の受給開始後 20 年間での固定価格での買取が決定している（ただし、同法第 3 条第 8 項等の場合はその限りではない。）。</p> <p>本事業において使用されているモジュールは薄膜系の CIS と呼ばれるモジュールであり米国エネルギー省研究機関である NREL（National Renewable Energy Laboratory）によれば一般的な出力劣化率は年間－0.5%程度といわれている。</p> <p>PCS については、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されている。</p> <p>立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められない。</p> <p>上記より、系統連系（売電）開始後 20 年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(8) 地震評価報告書の概要

物件 番号	物件名称	地震リスク評価報告書	
		調査業者	PML 値 (%)
S-01	LS 塩谷発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.3
S-02	LS 筑西発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-03	LS 千葉若葉区発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.4
S-04	LS 美浦発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.6
S-05	LS 霧島国分発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-06	LS 匝瑳発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	7.0
S-07	LS 宮城大郷発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-08	LS 水戸高田発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.5
S-09	LS 青森平内発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	0.1 未満
S-10	LS 利根布川発電所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2.6
ポートフォリオ全体		—	1.3

(注) 「PML 値」とは、対象施設あるいは施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後 50 年間に超過確率が 10%となる地震動（再現期間 475 年相当の地震動）が発生し、その場合の 90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 資産取得者等の状況

(1) 取得先の概要

名 称	株式会社タカラレーベン
所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島田 和一
事業内容	首都圏を中心に新築分譲マンションの販売を行っています。平成25年にメガソーラー事業を開始しており、それまでの太陽光発電マンションの開発により培った高い事業運営ノウハウを生かし、平成28年3月末時点で、21の太陽光発電所（合計約53MW）の管理運営を行っています。 当該運営業務に携わる人員は常時7名存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の管理運営業務経験を有しています。
資 本 金	4,819百万円（平成28年3月31日現在）
設 立 年 月 日	昭和47年9月
純 資 産	33,677百万円（平成28年3月31日現在）
総 資 産	129,744百万円（平成28年3月31日現在）
大株主及び持株比率 （平成28年3月31日現在）	1. 村山 義男 25,633千株(20.34%) 2. 株式会社タカラレーベン 15,938千株(12.64%) 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4,970千株(3.94%)
投資法人・管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	当該会社は、平成28年6月2日現在において、本投資法人の発行済投資口数の14.9%の投資口を保有しています。また、当該会社は、管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人 的 関 係	当該会社より管理会社に8名出向しております。管理会社の取締役4名、監査役1名が兼職しております
取 引 関 係	当該会社は、本投資法人及び管理会社に対して出資をしております。本投資法人との間で、各取得資産に関し、発電設備等賃貸借契約書を締結しています。また、本投資法人及び管理会社との間で、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のとおり、当該会社は投信法に定める管理会社の利害関係人等に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 資産取得者等の状況

特別な利害関係にある者からの資産の取得は以下のとおりです。

①LS 塩谷発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 25 年 3 月 (土地) 平成 26 年 8 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

②LS 筑西発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 25 年 8 月 (土地) 平成 26 年 11 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

③LS 千葉若葉区発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 25 年 12 月 (土地) 平成 26 年 3 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

④LS 美浦発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

関係		
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 25 年 9 月 (土地) 平成 26 年 7 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地の取得時期は、本日現在から 1 年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

⑤LS 霧島国分発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 26 年 8 月	—

(注) 土地及び発電設備の取得時期は、本日現在から 1 年以内ではないため、記載を省略しています。

⑥LS 匠瑛発電所

	前所有者・前地上権者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	なし
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 25 年 10 月 (土地) (地上権設定時期) 平成 27 年 1 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地地上権の取得時期は、本日現在から 1 年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

⑦LS 宮城大郷発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	— (注)	—
取得時期	平成 26 年 3 月 (土地) 平成 27 年 4 月 (発電設備新設)	—

(注) 土地の取得時期は、本日現在から 1 年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

⑧LS 水戸高田発電所

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注）	—
取得時期	平成26年10月（土地） 平成27年3月（発電設備新設）	—

（注）土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

⑨LS 青森平内発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	管理会社の主要株主に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注）	—
取得時期	平成26年12月（土地） 平成27年7月（発電設備新設）	—

（注）土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

⑩LS 利根布川発電所

	前所有者	前々所有者
会社名	株式会社タカラレーベン	特別な利害関係にあるもの以外
特別な利害関係にあるものとの関係	投信法に定める管理会社の利害関係人等に該当します。	—
取得経緯	再生可能エネルギー発電設備開発目的で取得	—
取得価格	—（注）	—
取得時期	平成27年1月（土地） 平成27年10月（発電設備新設）	—

（注）土地の取得時期は、本日現在から1年以内ではなく、また、発電設備は前所有者がいないため、記載を省略しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 媒介の概要

該当ありません。

5. 今後の見通し

平成 28 年 11 月期（第 2 期）（平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日）及び平成 29 年 5 月期（第 3 期）（平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日）の運用状況の予想については、本日付「平成 28 年 11 月期及び平成 29 年 5 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tif9281.co.jp/>

<添付資料>

参考資料ポートフォリオ一覧

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

参考資料 ポートフォリオ一覧

取得資産の所在地、取得価格、投資比率、及び取得日は、以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	所在地	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注)	取得日
S-01	LS 塩谷発電所	栃木県塩谷郡塩谷町	1,315	16.7	平成 28 年 6 月 2 日
S-02	LS 筑西発電所	茨城県筑西市	519	6.6	平成 28 年 6 月 2 日
S-03	LS 千葉若葉区発電所	千葉県千葉市	222	2.8	平成 28 年 6 月 2 日
S-04	LS 美浦発電所	茨城県稲敷郡美浦村	431	5.5	平成 28 年 6 月 2 日
S-05	LS 霧島国分発電所	鹿児島県霧島市	937	11.9	平成 28 年 6 月 2 日
S-06	LS 匝瑳発電所	千葉県匝瑳市	666	8.5	平成 28 年 6 月 2 日
S-07	LS 宮城大郷発電所	宮城県黒川郡大郷町	818	10.4	平成 28 年 6 月 2 日
S-08	LS 水戸高田発電所	茨城県水戸市	991	12.6	平成 28 年 6 月 2 日
S-09	LS 青森平内発電所	青森県東津軽郡平内町	705	9.0	平成 28 年 6 月 2 日
S-10	LS 利根布川発電所	茨城県北相馬郡利根町	1,261	16.0	平成 28 年 6 月 2 日
ポートフォリオ合計			7,870	100.0	—

(注) 「投資比率」は、各物件の取得価格が取得価格の合計に占める割合を、小数第 2 位を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の投資比率の合計がポートフォリオ合計と一致しない場合があります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の太陽光発電設備等の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。